アーチェリー競技実施要領（身体）

１．競技規則

平成２９年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（(公財)日本障がい者スポーツ協会制定）及び全日本アーチェリー連盟競技規則（(公社)全日本アーチェリー連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

２．競技方法

（１）競技種目は男女とも次のとおりとする。

ア　５０ｍ・３０ｍラウンド（５０ｍ・３０ｍ）

イ　３０ｍダブルラウンド（３０ｍ・３０ｍ）

（２）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

（３）１的２名(Ａ・Ｂ)の１立制とし、３射ごとに採点・矢取りを行う。

（４）行射時間は３射２分以内とする。

（５）看的･矢取りが困難な選手は、主管競技団体に委任することができる。

（６）いす使用は、競技上有利にならなければ認める。ただし、いすは背もたれ肘掛など体を支える構造があってはいけない。

（７）車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

（８）障害区分４（第８頚髄まで残存）の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補装具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、身体的機能の補助を目的とした補装具（引き手･押し手・体幹）を審判長の承認を得て使用することができる。

３．用具

弓矢具及び防具は、出場選手が用意して参加すること。

４．番号布

番号布は競技服の上着の背部もしくは車いすの背もたれに付けること。

５．その他

（１）３０ｍの標的競技の経験者以外は危険なので出場できない。

（２）競技会場においては、競技中のみならず係員の指示に従うこと。